

2025 年 10 月 30 日

徳島大学教職員労働組合

中央執行委員長 山口裕之 殿

国立大学法人徳島大学長

河村保彦

入試手当支給細則(案)に関する要望の検討状況について（回答）

10 月 21 日付け文書にて要望のありました標記について、以下のとおり回答します。

#### 記

①後期小論文の作問ポイントを他の教科同様にしてもらいたい。

②採点については時間に比例した支給額とするべきである。

各業務に要する時間については、先般の回答でもお伝えしたとおり、検討会議や採点に関する所要時間については、入試課において把握しております。

一方で、問題作成に関しては、各個人による申告による時間の客観的な把握が困難であるため、本学における超過勤務手当の実績や他大学の事例等を参考にし、ポイントを設定しております。

採点業務については、現在も実際の所要時間に基づいた積算根拠を設けており、入試課から各学部に対して超過勤務時間を通知しています。入試手当の導入にあたっては、過去の超過勤務手当による支給額を下回ることが極力ないよう十分に配慮しております。

また、採点業務に関する手当については、「実態に即している以上やむを得ない」とのご意見もありましたが、過去の超過勤務手当実績と比較して、多くの方にとって不利益となるような変更は避けるべきであると認識しております。

実際の、採点業務では、例えば筆記試験において、単に解答例に基づき作業を進めるだけでなく、部分点の付与や得点調整に関する協議が必要となる場合があります。さらに、採点の過程で複数の正答が存在する場合や出題ミスが発見されることもあり、単に受験者数だけでは業務量を正確に把握できないケースもあります。

特に小論文などの採点では、長文を点数化するために繰り返し読解する必要があり、いずれも慎重かつ熟慮を伴う作業となります。

以上の点を踏まえ、過去の超過勤務手当の実績を概ね維持することを基本方針とし、問題作成についても、同様に過去の実績及び他大学の事例を参考にポイントを設定していることにつきましては、ご理解いただきますようお願いいたします。

その上で、これまでのご意見を踏まえ、総合問題及び小論文の問題作成に係るポイントについては、問題作成責任者及び問題作成担当者のそれぞれに対し、2ポイントを加算する方向で検討を進めております。

なお、問題作成及び採点のいずれにおいても、特殊な事情により著しく時間を要する場合には、細則(案)第4条の規定に基づき、追加のポイントを付与することを想定しています。

### ③制度を決定する前に、教授会もしくは地区全体に対する説明会等で説明を行ってほしい。

入試手当の導入に当たっては、まず、教育研究評議会での審議に先立ち、部局長懇談の場において、その制度の趣旨及び内容についてご説明を行う予定です。

個別学力検査等の問題作成者(責任者を含む)は、各学部等の入学者選抜方法に基づき、各部局長の推薦により決定されます。このため、問題作成担当者の推薦に際しては、部局長より該当教員に対して、担当業務の内容及び入試手当の制度内容について十分な説明を行い、本人の了承を得た上で、学長への推薦をお願いすることとなります。

これらの手続が円滑に進むよう、部局長懇談においては、制度全体について丁寧な説明と意見交換を行い、各部局長に制度の趣旨をご理解いただいたうえで、入試手当の導入及び支給細則の施行に向けた準備を進めてまいります。

また、制度に対する理解を一層深め、協力体制を整えることを目的として、5月下旬に開催予定の「問題作成担当者連絡協議会」においても、委員長より制度の趣旨・内容について改めて説明を行い、関係教員の皆様にご協力をお願いする予定です。

さらに、8月以降に実施される検討会議や採点初日など、問題作成担当者が一堂に会する機会においても、継続的に制度の周知・説明を行ってまいります。

入試手当支給細則の施行後には、全学入学試験委員会において制度内容を報告するとともに、毎年4月に開催される「入学試験委員会委員と問題作成責任者の合同会議」においても、制度内容の周知を図る予定です。